

2018年9月6日

健保担当責任者 殿
被 保 険 者 各 位

パナソニック健康保険組合

**平成30年8月30日からの大雨により被災した
被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取り扱い等について**

このたびの災害により被災された加入者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
平成30年8月30日からの大雨による災害により、内閣府は下記の地域に対して災害救助法の適用を決定しました。

当該地域に在住する世帯の当健保被保険者等に係る一部負担金等及び、被災事業所における健康保険料等の取り扱いについて、必要に応じ下記の措置を講じることをお知らせいたします。

記

【適用地域】

山形県：新庄市、最上郡（最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村）

【措置内容】

- ① 医療機関等窓口における一部負担金の徴収猶予及び減免
- ② 保険料の納期限の延長及び納付猶予
- ③ 被災により被保険者証を紛失した場合の再交付

【上記①の対象となる被災】

- 災害救助法の適用を受けた地域における災害により、次のいずれかに該当する場合
- ・被保険者の居住していた住家の全半壊、全半焼、全流出の損害を受けた状態
 - ・被保険者が重篤な傷病を負った状態
 - ・被保険者の行方が不明である状態

【お問い合わせ先】

パナソニック健康保険組合 保険業務部
加入者サービス課 阪井・山中
事業所サービス課 高城（たかぎ）・岩片（いわかた）
TEL 06-6992-5135・5137（直通）

以上